

平成17年浄化槽法改正に伴う省令改正について

1. 放流水の水質基準

(1) 考え方

- 浄化槽の開発・普及状況や現行の国庫補助の対象としている浄化槽の処理性能を踏まえて、現時点で適用可能な技術を採用する方向で、水質基準を定めるべきである。
- 平成12年改正により合併処理浄化槽のみが浄化槽として位置付けられ、さらに今回の法改正により公共用水域等の水質保全を法目的としたことから、放流水の水質基準は合併処理浄化槽を対象とすべきである。

(2) 省令案

- **法第4条第1項の規定による放流水の水質の技術上の基準は、BOD20mg/L 以下及びBOD除去率90%以上とする。ただし、法第3条の2第1項ただし書に規定する設備又は施設については、適用しない。**
- ※ **法施行（平成18年2月1日）以降新設する浄化槽について適用。**
- ※ **法施行（平成18年2月1日）までに既に設置されている浄化槽については、放流水の水質基準は適用されないので、上記の省令に併せ、11条検査に際しての判定項目、検査結果を踏まえた判定基準などについて検討。**

(注1) 既設の浄化槽の扱い

既設の浄化槽の処理性能は様々であるので、それぞれの所期の処理性能が発揮されているか否かを確認するため、11条検査に際しての判定項目、検査結果を踏まえた判定基準などを示すことが必要ではないか。

なお、既存の浄化槽であって、その処理性能であるBOD値が上記の水質基準のBOD値より高いものについては、その環境負荷の削減方策についても調査、検討してはどうか。

(注2) 単独処理浄化槽の扱い

生活雑排水の垂れ流しを防ぎ、公共用水域等における水質保全を図るため、上記の省令改正と併せ、現在設置されている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、違法に設置される単独処理浄化槽への対策についても推進すべき

ではないか。

特に、違法単独処理浄化槽への対策については、建築確認及び完了検査における確認等の徹底や浄化槽工事業者に対する指導の強化が図られるよう環境部局が建築部局及び土木部局に求めるなど、関係部局が連携して違法単独処理浄化槽対策を進めるとともに、業界、指定検査機関、住民等による取組も含めた対策の検討を進めるべきではないか。

(注3) 窒素・リンの扱い

「第6次水質総量規制の在り方について」（平成17年5月中央環境審議会答申）及び「湖沼環境保全制度の在り方について」（平成17年1月中央環境審議会答申）でも述べられているように、閉鎖性水域における富栄養化対策として、窒素・リンが水域内に流入することを抑制することが必要である。

浄化槽による富栄養化対策を考えるに当たっては、富栄養化対策として浄化槽がどのような役割を果たすか、その役割を果たすためには予算面及び法制面でどのような施策が効果的か検討する必要があるのではないかと。その際、現状において浄化槽により窒素・リンがどれだけ除去されているのか、放流水が閉鎖性水域に達するまでにどの程度自然浄化されるのかなどについて詳細に調査する必要があるのではないかと。

2. 第7条検査の検査時期

(1) 考え方

- 現在新たに設置される浄化槽は合併処理浄化槽であること、製造及び管理技術の進歩により、浄化槽の機能が安定化するまでの期間が短縮されているため、検査時期の前倒しを行うべきである。一方、検査期間についても、現行より幅を持たせるべきである。

(2) 省令案：使用開始後3ヶ月～8ヶ月

- (注) 設置の時期や設置後の使用実態によって浄化槽の機能が安定化する時期は様々であることから、第7条検査の検査時期の見直しに併せて、こうしたことを考慮して7条検査を行うように指定検査機関に周知すべきではないか。

3. 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告

○省令案

①報告時期：毎月末日までにその前月中に実施した検査について実施。

②報告事項：

ア．第7条検査又は第11条検査を行った年月日

イ．浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

ウ．浄化槽の設置場所

エ．浄化槽のメーカー名及び型式名

オ．第7条検査の結果又は第11条検査の結果

カ．工事業者名又は保守点検業者名、清掃業者名

キ．検査の結果不適正な場合その原因

(注) 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告は、その検査結果を踏まえて都道府県が効果的な指導を行うために必要な仕組みである。

浄化槽の維持管理に関する状況を適時・的確に把握するとともに、経年的な状況についても整理しておくべきとの指摘もあることから、上記の省令改正と併せ、都道府県や指定検査機関の事務負担にも配慮しつつ、電子情報技術等を活用した効果的かつ効率的な仕組みを検討すべきではないか。

4. 廃止の届出に関する事項

○省令案：以下の事項に関する様式

ア．浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

イ．浄化槽の設置場所

ウ．使用廃止の年月日

エ．浄化槽の種類（単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の区分）

オ．廃止の理由